

桐朋学園芸術短期大学学則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の精神にしたがい、芸術文化の専門的な研究と教育とに取り組み、現代社会における芸術文化の創造と発展に寄与する人材の育成を目的とする。
2. 本学の設置する各学科または専攻における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

(目的達成と評価)

- 第2条 本学は、その目的及び社会的使命を達成するため、教育の水準、研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行う。
2. 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価をうけるものとする。
3. 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。
2. 前項の委員会については、別に定める。

(名 称)

- 第4条 本学は、桐朋学園芸術短期大学という。

(位 置)

- 第5条 本学の位置は、東京都調布市若葉町1丁目41番地の1とする。

第2章 組 織

(学科・専攻課程)

- 第6条 本学に、次の学科を置く。
- 芸 術 科
2. 芸術科に、次の専攻課程を置く。
- 音 楽 専 攻
- 演 劇 専 攻

(専攻科)

- 第7条 本学に、専攻科を置く。
2. 専攻科に、次の専攻課程を置く。
- 演 劇 専 攻
- 音 楽 専 攻

(図書館)

- 第8条 本学に図書館を置く。

(保健室)

- 第9条 本学に保健室を設け、学生および教職員の健康管理にあたる。

(事務室)

- 第10条 本学に事務室を置く。
- 第11条 図書館、保健室および事務室に関して必要な事項は、別に定める。

(職員組織)

- 第12条 本学に次の職員を置く。
- 学 長
- 教 授
- 准 教 授
- 講 師
- 助 手
- 事 務 職 員
- 技 術 職 員
- 司 書
- その他必要な職員

(教授会)

第13条 本学に重要事項を審議するため教授会を置く。

2. 教授会は学長、教授、准教授および専任講師をもって構成する。
3. 本条に定めるもののほか、教授会に関する事項は、教授会規程の定めるところによる。

(一般条項の学科適用)

第14条 第3章以後の条項は、特に付言する場合を除き、学科について適用するものとする。

第3章 学生定員および修業年限

(学生定員)

第15条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

専攻課程	入学定員	収容定員
音楽専攻	50名	100名
演劇専攻	70名	140名

(修業年限および在学年限)

第16条 本学の修業年限は2年とする。

2. 学生は4年を越えて在学することはできない。

第4章 学年、学期および休業日

(学 年)

第17条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(学 期)

第18条 学年を次の2学期に分ける。

前学期	4月1日から	9月30日まで
後学期	10月1日から	翌年3月31日まで

(休業日)

第19条 休業日は次のとおりとする。

日曜日	
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	
夏季休業	8月1日から 8月31日まで
冬季休業	12月23日から翌年1月4日まで
春季休業	3月21日から 3月31日まで
創立記念日	11月20日

2. 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
3. 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第5章 入学、退学および休学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学の資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるとみとめた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第22条 本学に入学を志願する者は、本学所定の願書および必要書類に、検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者に対しては、入学試験を行い、入学を許可すべき者を定める。

2. 前項の入学試験に関しては、別に定める「入学試験規定」による。

(入学手続きおよび入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、入学料等を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転 学)

第25条 本学に転学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入学を許可することがある。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退 学)

第26条 退学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第27条 疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2. 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第28条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2. 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3. 休学の期間は、第16条の在学年限に算入しない。

(復 学)

第29条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第30条 次の各号の1に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第16条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第28条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第6章 教育課程、履修方法及び卒業等

(教育課程及び授業科目)

第31条 本学の授業科目は教養科目と専攻科目とする。

2. 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(教職に関する科目)

第32条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

2. 教職に関する科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習・実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 個人指導による芸術科音楽専攻・演劇専攻、専攻科音楽専攻・演劇専攻の実技科目については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (5) 芸術科演劇専攻、専攻科演劇専攻の劇上演実習については、集中的な研修による成果と準備を評価して、4単位を与える。
- (6) 卒業または修了の論文に対しては、その研究の成果と準備を評価して4単位を与える。

(単位の授与)

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学修の評価)

第35条 試験等の評価は、S、A、B、C、Dの評語で表し、C以上を合格とする。

2. 成績と評価基準は、次のとおりとする。

学科・実技成績	評価
100－90	S
89－80	A
79－60	B
59－50	C
50未満	D

3. 前項の成績評価による学修成果を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いる。

(卒業の要件)

第36条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表第1に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。

2. 卒業要件は最低修得単位数に加え、GPA（1.0以上）を判定基準とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第37条 本学は、教育上有益と認める時は、学生が入学する前に短期大学又は大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 学生が入学する前に行った第39条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

(他の短期大学又は大学等における授業科目の履修等)

第38条 本学は、教育上有益と認める時は、学生が他の短期大学又は大学等において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規程は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第39条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第39条 本学は、教育上有益と認める時は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(卒業)

第40条 本学に2年以上在学し、第36条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第41条 前条により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第42条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

専攻課程	資格および免許状の種類
音楽専攻	中学校教諭2種免許状（音楽）

2. 前項の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和63年法律第106号）に定める単位数を取得しなければならない。

第43条 本章に定めるもののほか、教育課程、履修方法及び卒業等に関して必要な事項は別に定める。

第7章 検定料，入学料，授業料その他の費用

(検定料等の種類及び金額)

第44条 本学の検定料，入学料，授業料，その他の費用の種類と金額は次のとおりとする。

学費等種類	専攻課程	金 額
検 定 料	全 専 攻	35,000 円
(但し，同一年度内に異なる入試種別で再受験する場合の2回目以降および一般入試で複数の専攻を併願する場合の2専攻目の検定料，または桐朋学園大学音楽学部を併願する場合の検定料は20,000 円とする)		
入 学 金	音 楽	入学時 420,000 円
	演 劇	入学時 330,000 円
施設拡充費	全 専 攻	入学時 170,000 円
授 業 料	音 楽	年 額 1,114,000 円
	演 劇	年 額 989,000 円
施設維持費	音 楽	年 額 80,000 円
	演 劇	年 額 70,000 円
学 生 諸 費	全 専 攻	年 額 32,000 円
演習実習費	音 楽	年 額 45,000 円
舞台実習費	演 劇	年 額 120,000 円

(授業料等の納入期)

第45条 授業料，清掃冷暖房費等（以下授業料等という）は，学期区分に従い，次の期間に納入しなければならない。

前学期 4月16日より4月30日まで。但し，新入学生は入学手続日

後学期 9月16日より9月30日まで。

但し，納入期の最終日が金融機関休業日に当たる場合，その直前の金融機関営業日を最終期限とする。

2. 特別の事情があると認められる者には，延納または分納を認めることがある。

(退学および除籍の場合の授業料等)

第46条 学期の途中で退学または除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第47条 休学を許可された者については，その期間，以下に定める休学在籍料を納めなければならない。ただし，学期の中途から休学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

休学在籍料：半期60,000円 通年120,000円

(復学の場合の授業料等)

第48条 学期の中途において復学した者は，当該学期分の授業料等を納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第49条 学年の途中で卒業する者は，卒業する学期分の授業料等を納入しなければならない。

(既納入金の扱い)

第50条 一旦納入した検定料，入学料は原則として返還しない。一旦納入した施設拡充費，授業料等は，4月1日以降は原則として返還しない。

2. 在学生については，第1項の規定にかかわらず，学期末までに退学，休学が認められ，納入済の翌学期の授業料等があるときは，その授業料の全額を返還する。

第8章 科目等履修生，単位互換履修生，外国人留学生，委託生および長期履修生

(科目等履修生)

第51条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは，本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2. 科目等履修生には，本学則第34条および第35条の規定を準用して単位を与えることができる。

(単位互換履修生)

第52条 桐朋学園大学音楽学部の学部生が本学の履修対象科目の履修を希望した場合，単位互換履修生として履修を許可することがある。

2. 単位互換履修生には，本学則第34条および第35条の規定を準用して単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第53条 外国人で，本学に入学を志願する者があるときは，選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

(委託生)

第54条 公共団体またはその他の機関が、その所属職員の教育の委託を願い出たときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

(長期履修生)

第55条 入学時に修業年限延長を申し出た者は長期履修生として1年の延長を許可する。修業年限は3年とし、在学年限は4年とする。
履修方法、授業料等の納入については、別に定める。
2. 前項の規定にかかわらず、教授会が特に認めた場合には、在学中であっても修業年限の延長を申し出ることができる。

(その他)

第56条 科目等履修生、単位互換履修生、外国人留学生、委託生および長期履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 専攻科

(本章の適用)

第57条 この章は、専攻科に関し必要な事項を定める。

(専攻課程および学生定員)

第58条 専攻科の専攻課程および学生定員は、次のとおりとする。

専攻課程	入学定員	収容定員
演劇専攻	20名	40名
音楽専攻	20名	40名

(修業年限)

第59条 専攻科の修業年限は各専攻2年とする。
2. 専攻科の学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第60条 専攻科に入学することのできる者は、本学を卒業した者およびこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(授業科目)

第61条 専攻科の授業科目の種類、単位等は、別表第3のとおりとする。

(修了の要件)

第62条 本学専攻科を修了するための要件は、次のとおりとする。

専攻課程	在学年数	修得単位
演劇専攻	2年以上	50単位以上
音楽専攻	2年以上	50単位以上

2. 専攻科を修了した者に、修了証書を授与する。

(専攻科の検定料、入学料、授業料、その他の費用)

第63条 専攻科の検定料（審査料）、入学料、授業料、その他の費用は下表のとおりとする。

学費等種類	専攻課程	本学卒業生	一般公募生
検定料	全専攻	10,000円	10,000円
入学金	演劇 入学時	10,000円	165,000円
	音楽 入学時	10,000円	210,000円
施設拡充費	全専攻 入学時	0円	85,000円
授業料(年額)	音楽	999,000円	999,000円
	演劇	989,000円	989,000円
施設維持費	全専攻 年額	70,000円	70,000円
学生諸費	全専攻 年額	32,000円	32,000円
舞台実習費	演劇 年額	130,000円	130,000円
演習実習費	音楽 年額	45,000円	45,000円

(注) 一般公募生とは、本学卒業生以外の者をいう。

(授業料の納入期)

第64条 授業料等は学期区分に従い、次の期間に納入しなければならない。

前学期 4月16日より4月30日まで。但し一般公募生は入学手続日

後学期 9月16日より9月30日まで。

但し、納入期の最終日が金融機関休業日に当たる場合、その直前の金融機関営業日を最終期限とする。

(準用規定)

第65条 この章に定めるもののほか、専攻科学生に関し必要な事項は、学科学生に適用する関係条項を準用する。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第66条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

第67条 本学の規則に違反し、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2. 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3. 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

附 則 略

学位規程

(目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び桐朋学園芸術短期大学学則（以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、桐朋学園芸術短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

音楽 Associate of Music

演劇 Associate of Drama

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第41条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学長は、教授会の議を経て、卒業を認定した者に対して、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「桐朋学園芸術短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2. 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年1月1日から施行する。

2. この規程の改廃については、教授会において行う。

桐朋学園芸術短期大学学生懲戒規程

(目 的)

第1条 この規程は、桐朋学園芸術短期大学学則第66条に基き学生の懲戒に関する規程を定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者とは、芸術科、専攻科に所属する学生（以下「学生」という。）のことをいう。
2. 科目等履修生、および研究生の取扱いは各規程の定めによる。

(懲戒の対象とする行為)

第3条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 犯罪行為等、社会的諸秩序に対する侵犯行為
(2) 学生の本分に反し本学の秩序を乱す行為
(3) ハラスメント行為
(4) 情報倫理に反する行為
(5) 学問的倫理に反する行為
(6) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
(7) 試験等における不正行為
2. 前項各号につき、別に規程が定められている場合、その規程にしたがう。

(懲戒の種類)

第4条 学則第66条第2項に定める懲戒は、次のとおりとする。
(1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
(2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修および課外活動等を停止するものとする。
(3) 訓告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。

(停学の期間)

第5条 停学の期間は、無期もしくは原則1か月以上6か月以下の有期とする。
2. 期間については、対象とする行為等で勘案するものとする。

(事実関係の調査)

第6条 懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、当該専攻は、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認し、学生・安全対策委員会に報告しなければならない。
2. 前項の調査にあたり、学生・安全対策委員会は、事前に学生に対して、要旨を口頭または文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。
3. 前項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情がある場合は、この限りではない。

(懲戒決定までの手続き)

第7条 学生部長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合、懲戒手続きを開始する。
2. 学生部長は、学生・安全対策委員会において懲戒の原案を作成し、運営委員会で調整のうえ、教授会を経て学長に上申する。

(懲戒の発効)

第8条 懲戒は、教授会を経て学長が行う。
2. 懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(学生への通告および保証人への通知)

第9条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。
2. 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

(公 示)

第10条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。
2. 公示する事項は、所属、学年、懲戒の種類、懲戒理由とする。
3. 公示期間は、原則1か月とする。

(無期停学の解除)

第11条 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。
2. 無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書で行う。

(懲戒に関する記録)

第12条 学生部長は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

第13条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から1週間以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。

2. 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査について)

第14条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会は、学生・安全対策委員会から学生部長が招集する委員と、不服申立てを行った学生が所属する専攻主任で構成する。

3. 委員会が必要と認める場合は、弁護士等学外有識者の出席を求めることができる。

4. 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。

5. 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

6. 委員会は、懲戒の内容が相当でないとして判断した場合は、懲戒の取消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。

(不服申立に対する措置)

第15条 学長は、前条第5号の勧告を受けた場合には、不服申立てを却下する旨を申立てた学生に通知する。

2. 学長は、前条第6号の勧告を受けた場合には、学生部長に対し、学生・安全対策委員会の協議を経て、新たな懲戒原案を作成するよう指示する。

3. 学生部長は学生・安全対策委員会においてあらたな懲戒原案を作成し、再度教授会を経て学長に上申する。

(懲戒対象者の退学申し出の取扱い)

第16条 学長は、第9条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学の申し出がある場合、懲戒が決定するまでこの申し出を受理しない。

(停学期間中の指導)

第17条 停学期間中は教育的指導を行う。

2. 学長は、教育的指導に必要と判断される場合、学生の施設利用および正課授業への参加を認めることができる。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

1. この規程は平成27年4月1日より施行する。

図書館利用規程(抄)

(開館時間) 図書館の開館時間は次のとおりとする。

- (1) 月曜日～金曜日 午前10時～午後6時30分
- (2) 土曜日 午前10時～午後3時

2. 館長は必要に応じて開館時間を延長または短縮することがある。

(館外利用)

本学は、次の各号により、教職員及び学生に対して資料の貸出を行なう。

(1) 資料(図書・楽譜・雑誌)については次のとおりとする。

イ. 学生 冊数10冊まで、期間は2週間以内とする。

(但し、2年生は2月10日(閉館日の場合はその翌日)を最終返却日とし、それ以降の貸出は行わない)

ウ. 専攻科学生 冊数10冊まで、期間は1か月以内とする。

(但し、2年生は2月10日(閉館日の場合はその翌日)を最終返却日とし、それ以降の貸出は行わない)

(2) その他の資料については別に定める。

(3) 長期休暇前の貸出期間・冊数については別に定める。

2. 学生の卒業、休学及び退学の際は、館外貸出中の図書館資料を直ちに返却するものとする。

(未返却の図書館資料がある場合、卒業、休学及び退学が承認されないこともある)

3. 図書館から借りた資料は、他の利用者に貸してはならない。

4. 図書館は次の資料は原則として貸出を認めない。

(1) 参考図書

- (2) 映像資料
- (3) 貴重資料
- (4) その他特別に指定した資料

(視聴覚資料・機器の利用)

利用者は、視聴覚資料ならびに機器を所定の手続きにより、図書館内で利用することができる。

(複 写)

利用者は、本学所蔵資料の複写を所定の手続きにより行なうことができる。

ただし次の資料は複写することはできない。

- (1) 著作権法に抵触するもの
- (2) 館長が不適当と認めたもの

(相互利用)

本学における他の図書館等の利用については次のとおりとする。

- (1) 館長は必要に応じて当該機関に対して利用依頼等を行なう。
- (2) 経費は利用者負担とする。

(館内規律)

利用者は次のことを守らなければならない

- (1) 静粛にすること
 - (2) 他の利用者の迷惑になるような行為をしないこと
 - (3) 館員の指示にしたがうこと
 - (4) 資料の無断持ち出しをしないこと
2. 前各号を守らない場合は退館を求めることがある。

(弁 償)

利用者は、利用中の資料、機器を紛失、毀損または汚損した場合は弁償しなければならない。弁償は現物弁償を原則とするが、不可能な時は時価弁償とする。

(貸出停止)

館長はこの規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限または停止することができる。

科目等履修生規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本学学則第51条の規定に基づき、科目等履修生に関する取扱いについて定める。

(趣 旨)

第2条 本学において開講する授業科目の履修を希望する者があるときは、当該専攻等の授業及び研究の妨げのない限り、科目等履修生として履修を許可することができる。

第2章 出願手続・履修の許可・履修料・履修期間

(出願資格)

第3条 科目等履修生として出願できる者は、芸術科においては本学入学の資格を有する者とする。専攻科においては本学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者。ただし、教職に関する科目については、本学卒業または修了した者とする。

(出願期間)

第4条 願書の受付期限は、原則として前年度末日までとする。

(出願手続)

第5条 出願する者は、次に定める書類を提出しなければならない。また、単位認定を希望する者は別表に定める選考登録料を納入しなければならない。

単位認定を希望する者

ア. 科目等履修生願書

イ. 最終出身学校の卒業証明書（卒業見込証明書）

単位認定を希望しない者

ア. 科目等履修生願書

(履修の許可)

第6条 履修については、30単位以内とし、当該授業科目担当教員の承諾を得るとともに、当該専攻会議等で審査のうえ、教授会の議を経て学長が許可する。

(履修の始期)

第7条 履修の開始は、学年または後学期の初めとする。

(履修料)

第8条 履修を許可された者は別表に定める履修料を所定の期日までに納入し、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

(履修期間)

第9条 履修期間は原則として6か月または1カ年以内とする。

第3章 単位の認定

(単位算定基準)

第10条 履修単位の算定基準は、履修した授業科目における本学の学生の算定基準に準ずる。

(単位の認定)

第11条 単位の認定は、履修した授業科目の担当教員の指定する試験または報告、論文、作品等により、当該担当教員の評価に基づき、教授会の承認を経て決定する。

(教員免許状の単位)

第12条 科目等履修生の修得した単位は、教育職員免許法施行規則第20条の規定により、認定された単位とすることができる。

第4章 その他

(準用規定)

第13条 この規程に定めるもののほかは、本学学生に関する規程を準用する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃については、教授会において行なう。

附 則

1. この規定は、令和3年4月1日から施行する。

【別 表】

選考登録料及び履修料

選考登録料（単位認定希望者のみ必要）	35,000円
履修料（1単位あたり）	12,500円
教育実習関係手数料	35,000円
第一実技履修料（単位認定対象外）	200,000円
第二実技履修料（単位認定対象外）	160,000円
歌唱（個人レッスン）A／B（単位認定対象外）	120,000円

科目等履修生（高大連携）規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、本学学則第51条2の規定に基づき、科目等履修生（高大連携）に関する取扱いについて定める。

(趣 旨)

第2条 桐朋女子高等学校音楽科に所属する高校生が、桐朋学園芸術短期大学音楽専攻（以下「本学」という）の授業科目の単位の修得を希望するときは、当年度の科目等履修生（高大連携）として受け入れる。

2. 桐朋女子高等学校音楽科より推薦された履修生候補者のうちから、所定の手続きを経て履修生を決定する。

第2章 学費・単位の認定

(学費等)

第3条 本規定に基づき受け入れた生徒の学費等（入学科、検定料、授業料、手数料等）は、原則として徴収しない。ただし、実技個人レッスン料は別途徴収する。

(履修単位)

第4条 本学が許可する授業科目および、認定することのできる単位数は、別に定める。

(単位の認定)

第5条 教授会は、受講が認められた科目について、学年末の試験等により単位を認定する。
2. 前項に定める成績及び単位を学年末に桐朋女子高等学校音楽科あてに通知するものとする。
3. 本規定により認定された単位は、本学に入学した際、本学の学則に則り単位を認定する。

附 則

1. この規定は、平成30年4月1日から施行する。

単位互換履修生規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、本学学則第52条の規定および、桐朋学園芸術短期大学と桐朋学園大学音楽学部とにおける単位互換に関する協定書に基づき、桐朋学園芸術短期大学単位互換履修生の受け入れ方法及び履修科目その他について定めることを目的とする。

(趣 旨)

第2条 桐朋学園大学音楽学部の学部生が桐朋学園芸術短期大学（以下「本学」という）の授業科目の単位の修得を希望するときは、当年度の単位互換履修生として受け入れる。
2. 本学は、桐朋学園大学音楽学部より推薦された履修希望者のうちから、所定の手続きを経て履修生を決定する。

第2章 学費・単位の認定

(学費等)

第3条 本規定に基づき受け入れた学生の学費等（入学科、検定料、授業料、手数料等）は、原則として徴収しない。

(履修単位)

第4条 本学が許可する授業科目および、認定することのできる単位数は、別に定める。
2. 本学が履修を許可する授業科目は、桐朋学園大学音楽学部との協議によって定める。

(単位の認定)

第5条 教授会は、受講が認められた科目について、学年末の試験等により単位を認定する。
2. 前項に定める成績及び単位を学年末に桐朋学園大学音楽学部あてに通知するものとする。

(遵守義務等)

第6条 単位互換履修生は、本学の学則及びその他の規則を遵守しなければならない。

附 則

1. この規定は、平成30年4月1日から施行する。

音楽専攻研究生規程（科目等履修生に準ずる）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、本学学則第51条の規定に基づき、音楽専攻研究生に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（趣 旨）

第2条 本学専攻科音楽専攻を修了、または桐朋学園大学音楽学部を卒業した者で、なお特定の専修実技等の研究を深めようとする希望者があるときは、実技審査、及び書類審査の上、研究生として履修を許可することができる。

第2章 出願・履修期間・履修料等

（履修開始）

第3条 履修開始は、原則として学年初めとする。

（履修期間）

第4条 履修期間は、原則として一年間とする。ただし、研究のため引き続き履修する希望がある場合は、さらに一年に限り延長を認めることがある。

（履修資格）

第5条 履修資格は、本学専攻科音楽専攻を修了、または桐朋学園大学音楽学部を卒業した者とする。

（履修科目）

第6条 第一実技の他に、本学専攻科音楽専攻の開設科目を所定の手続きを経て履修することができる。ただし、第二実技は履修料を別途徴収する。

（履修料）

第7条 音楽専攻研究生の履修料（年額）は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 審 査 料 | 5,000円 |
| (2) 授 業 料 | 435,000円 |
| (3) 実 習 費 | 45,000円（合計 485,000円） |

なお、既納の履修料等は、事由のいかんにかかわらず返還しない。

また、特別の事情があると認められる者には、延納または分納を認めることがある。

（研究生証・修了証）

第8条 研究生には履修手続終了と同時に研究生証を交付する。

第9条 修了コンサートをもって研究生修了とみなす。なお、修了コンサートの出演には第一実技担当者と音楽専攻の承認を必要とする。

第10条 研究生を修了した者に、修了証を発行し、履修の成果を認証する。

（特別研究生）

第11条 研究生として二年以上在籍して修了した者で、なお研究を深めようとする者があるときは、特別研究生として履修を許可することができる。

2. 特別研究生は、第一実技の他に、決められた専攻科の科目の中から2科目まで履修することができる。

（特別研究生履修料）

第12条 音楽専攻特別研究生の履修料（年額）は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 審 査 料 | 5,000円 |
| (2) 授 業 料 | 275,000円 |
| (3) 実 習 費 | 45,000円（合計 325,000円） |

なお、既納の履修料等は、事由のいかんにかかわらず返還しない。

また、特別の事情があると認められる者には、延納または分納を認めることがある。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃については、教授会において行う。

演劇専攻研究生規程（科目等履修生に準ずる）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、本学学則第51条の規定に基づき、演劇専攻研究生に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（趣 旨）

第2条 本学専攻科演劇専攻を修了した者で、なお特定の実技等の研究を深めようとする希望者があるときは、書類審査の上、研究生として履修を許可することができる。

第2章 出願・履修期間・履修料等

（履修開始）

第3条 履修開始は、原則として学年初めとする。

（履修期間）

第4条 履修期間は、原則として一年間とする。ただし、研究のため引き続き履修する希望がある場合は、一年ごとに審査の上、最長四年間まで期間の延長を認めることがある。

（履修資格）

第5条 履修資格は、本学専攻科演劇専攻を修了した者とする。

（出願者）

第6条 履修希望者は、あらかじめ専攻主任の承認を得た上で出願しなければならない。専攻主任は面接の上、承認を与えないこともある。

（履修科目）

第7条 本学専攻科生の受講することのできる科目のうち、20単位分に限り、所定の手続きを経て履修することができる。単位の認定をあわせて行う。

（履修料）

第8条 演劇専攻研究生の履修料（年額）は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------------|
| （1）審 査 料 | 5,000円 |
| （2）授 業 料 | 100,000円 |
| （3）実 習 費 | 220,000円（合計 325,000円） |

なお、既納の履修料等は、事由のいかんにかかわらず返還しない。

また、特別の事情があると認められる者には、延納または分納を認めることがある。

（研究生証・修了証）

第9条 研究生には履修手続終了と同時に研究生証を交付する。

第10条 研究生を修了した者に、修了証を発行し、履修の成果を認証する。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃については、教授会において行う。

学外発表・出演、および学内演奏会関連規則

（1）学外演奏発表規則（芸術科音楽専攻・専攻科音楽専攻）

- ① 学生が学外で演奏または発表を行う際には、次の規定に従わなくてはならない。
 - （a）許可を必要とするもの：入場料、出演料等の有無にかかわらず、あらゆる公開演奏会、門下生発表会、コンクール、放送テレビ等での発表出演に際し、自己の氏名または大学名を明示する場合。
 - （b）届出のみ必要なもの：上記すべての演奏発表のうち自己の氏名または大学名を明示しない場合。
 - （c）許可を必要とするものについては音楽研究室にある所定の許可願用紙に必要事項を記入し、専攻実技担当教員ならびに専攻主任の承認を得たうえ、演奏発表の1週間前までに音楽研究室に提出して許可を得ること。
 - （d）届出のみを必要とするものについては、所定の届出用紙に必要事項を記入の上、事前に音楽研究室へ提出すること。
- ② 学生としてふさわしくない演奏会、発表会、また演奏の技倆、内容が未熟であると判断された場合、もしくは出欠席その他学業に多大の支障が生ずる場合においては、演奏、出演を許可しないことがある。
- ③ 上記の規定に従わない学生に対しては、学則の定めるところにより懲戒処分を行うことがある。

(2) 学外出演規則（芸術科演劇専攻・専攻科演劇専攻）

- ① 学生が学外で演劇・映画・放送・商業写真およびそれに類するものへ出演する際は、履修登録期間内に出演許可願を演劇研究室に提出して許可を得ること。出演許可は、出演内容および出演申請者の状態などを考慮してその決定を行う。ただし、その稽古・リハーサルが履修登録期間以前に開始される場合、出演許可願は稽古・リハーサル開始の1ヵ月前までに提出すること。出演許可は、出演内容および出演申請者の状態などを考慮してその決定を行う。
- ② 舞踊・声楽などの発表会出演は、出演2週間前までに出演許可願を演劇研究室に提出して許可を得ること。
- ③ 単位認定を行う芸術科科目「劇上演実習C」「劇上演実習D」及び専攻科科目「劇上演実習E」「劇上演実習F」を履修する場合は他に手続きがある。
- ④ 上記の規定に従わない学生に対しては、学則の定めるところにより懲戒処分を行うことがある。

(3) 芸術科音楽専攻学内演奏会規則

- ①（目的）
この演奏会は、学生が互いに音楽を探究しあい、日々の勉強の積み重ねを認識し、かつ、ステージ演奏の経験と聴衆としての経験を深めるために、開かれるものである。
出演者は、演奏曲目に対して全力を尽くし、聴く学生は、積極的に集中して聴くことを通し、音楽体験を豊かにすることを目的とする。
- ②（実施要領）
 - (a) この演奏会は公開とし、授業への一環として、学生は全員出席することを原則とする。
 - (b) この演奏会は前期、後期各1回行われる。
 - (c) 演奏者は2年次生とする。
 - (d) 演奏者は原則として音楽専攻会議において実技の成績上位者から選ばれる。
 - (e) 出演者は、出演決定後、所定の期日までに音楽研究室で必要な手続きをすませること。

(4) 専攻科音楽専攻学内演奏会規則

- ①（目的）
この演奏会は、本科の勉強の積み重ねをさらに発展させ、より高度なステージ演奏の経験と、集中して音楽を聴く経験を深めるために、開かれるものである。
- ②（実施要領）
 - (a) この演奏会は公開とし、授業の一環として、学生は全員出席することを原則とする。
 - (b) 1年次生、2年次生とも、必修単位として全員出演する。
 - (c) 2年次生で卒業演奏会に出席する者は出演を免除される。
ただし、卒業演奏会と異った曲目を用意し、積極的に希望する場合に限り重複出演を認める。
 - (d) 出演者は、所定の期日までに、音楽研究室で必要な手続きをすませること。

学費の滞納・延納の処理に関する手続について

授業料等の納入に関して、指定納入期限を過ぎても納入していない学生（滞納者）および納入期限の延長を願い出た学生（延納者）に対する具体的な処理は以下の手続きによって行う。

I. 事前報告と対応

1. 経理課長は、学生の授業料等の納入状況について、定期的に短大教学課長に報告し、短大教学課長は、各専攻に報告する。
2. 各専攻の教員は前項の報告に基づき、授業料等の納入に支障をきたしている学生に対応する。必要のある場合は運営委員会に報告し、助言を得る。

II. 滞 納 者

1. 第1回文書催告
指定納入期限を過ぎても、未納であることが確認され次第、納入期限を示して、経理課長名をもって保証人あて文書による催告を行う。納入期限は、前期分については5月末日、後期分については10月末日とする。
2. 第2回文書催告
第1回文書催告に示した納入期限を過ぎても納入していない学生に対しては、新たな納入期限を示して、学長名をもって保証人あて文書による催告を行う。
この場合、その納入期限までに納入しなかったときには、学則第30条の適用を受けることがある旨を併記する。納入期限は、前期分については6月末日、後期分については11月末日とする。
3. 滞納者の処分
第2回文書催告によっても、その納入期限までに納入しない学生については、学長は教授会に諮って除籍処分とする。ただし、教授会が、特別の事情があると認めたときは、除籍に代えて他の措置を講ずることができる。

III. 延 納 者

1. 延納を申し出た学生には前期分については4月末日までに、後期分については9月末日までに所定の「延納許可願」を短大教学課に提出させる。
2. 延納の納入期限は、前期分については6月末日、後期分については11月末日とする。
3. 新規入学生の前期分授業料等の延納は認めない。

4. 納入期限までに納入しない学生については、学長は教授会に諮って除籍処分とする。ただし、延納期間に再び延納を申し出た場合は、学長の判断でこれを考慮する。
5. 専攻科学生には、学則第63条に定める授業料等の納入期間の最終日を指定納入期限として、この手続きを準用する。ただし、一般公募による新規入学生の前期分授業料等については、この手続きを準用しない。
6. 研究生には、4月末日を指定納入期限として、この手続きを準用する。

桐朋演劇奨学会規程

(名 称)

第1条 本会は桐朋演劇奨学会と称する。

(目 的)

第2条 本会は成績優秀にして、本学在学中に経済的困窮に陥った者を援助することを目的とする。

(女子部門奨学会への繰り入れ)

第3条 前条の目的のために、本会は、各年度において奨学金給付相当額を桐朋学園女子部門奨学会に繰り入れる。

(財 源)

第4条 奨学金の財源は、有志の寄附金をもってこれにあてる。

(運 営)

第5条 本会の会長は桐朋学園芸術短期大学（以下、「本学」という）学長がこれにあたり、運営は本学教職員によって行う。

(奨学生の資格)

第6条 芸術科演劇専攻2年次生および専攻科演劇専攻生（特待生は除く）である。

なお、特別な例を除き、当該年度において本奨学金を一度受給している者は、原則として申し込むことができない。

(奨学生の募集及び内容)

第7条 前期、後期の2回にわたり募集し、奨学金は半期授業料相当分または半期授業料の半額相当分とする。

(奨学金の申請)

第8条 次の書類を募集期間に事務局に提出する。

1. 奨学金申請書（所定用紙）
2. 家庭調書（所定用紙）
3. 収入証明書（源泉徴収票等）

(奨学生の選考及び発表)

第9条 奨学生の選考は本会が行い、その決定は、本人に通知するとともに本学掲示板に告示する。

(奨学生の選考基準)

第10条 奨学会の選考は次の基準を以て行う。

1. 家計困窮度が高く、修業の継続が困難な者。
2. 熱意をもって学業に取り組み、申請時において最短の修業年限で卒業・修了できる見込みがある者。

(奨学生の資格喪失)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、専攻会議および教授会の議を経て、その資格の喪失を決定し、返金を求めることができる。

1. 退学または除籍となったとき
2. 学則及び学生規程による懲戒処分を受けたとき
3. 学業成績が不良のとき
4. その他奨学生として適当でないと認められたとき

(奨学金の返還)

第12条 奨学生は、第10条に定めるいずれかの項に抵触した場合、資格を喪失し、給付された金額を返還しなければならない。

附 則

1. この規程は平成26年4月1日より改正施行する。
2. この規程の改廃は教授会の議を経て行う。

附 則

1. この規程は令和2年10月1日より改正施行する。

桐朋音楽奨学会規程

(名 称)

第1条 本会は桐朋音楽奨学会と称する。

(目 的)

第2条 本会は成績優秀にして、本学在学中に経済的困窮に陥った者を援助することを目的とする。

(女子部門奨学会への繰り入れ)

第3条 前条の目的のために、本会は、各年度において奨学金給付相当額を桐朋学園女子部門奨学会に繰り入れる。

(財 源)

第4条 奨学金の財源は、有志の寄附金をもってこれにあてる。

(運 営)

第5条 本会の会長は桐朋学園芸術短期大学（以下、「本学」という）学長がこれにあたり、運営は本学教職員によって行う。

(奨学生の資格)

第6条 芸術科音楽専攻2年次生および専攻科音楽専攻生（特待生は除く）である。

なお、特別な例を除き、当該年度において本奨学金を一度受給している者は、原則として申し込むことができない。

(奨学生の募集及び内容)

第7条 前期、後期の2回にわたり募集し、奨学金は半期授業料の半額相当分とする。

(奨学金の申請)

第8条 次の書類を募集期間に事務局に提出する。

1. 奨学金申請書（所定用紙）
2. 家庭調書（所定用紙）
3. 収入証明書（源泉徴収票等）

(奨学生の選考及び発表)

第9条 奨学生の選考は本会が行い、その決定は、本人に通知するとともに本学掲示板に告示する。

(奨学生の選考基準)

第10条 奨学会の選考は次の基準を以て行う。

1. 家計困窮度が高く、修業の継続が困難な者。
2. 熱意をもって学業に取り組み、申請時において最短の修業年限で卒業・修了できる見込みがある者。

(奨学生の資格喪失)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、専攻会議および教授会の議を経て、その資格の喪失を決定し、返金を求めることができる。

1. 退学または除籍となったとき
2. 学則及び学生規程による懲戒処分を受けたとき
3. 学業成績が不良のとき
4. その他奨学生として適当でないと認められたとき

(奨学金の返還)

第12条 奨学生は、第10条に定めるいずれかの項に抵触した場合、資格を喪失し、給付された金額を返還しなければならない。

附 則

1. この規程は平成26年4月1日より施行する。
2. この規程の改廃は教授会の議を経て行う。

附 則

1. この規程は令和2年10月1日より改正施行する。

桐朋学園芸術短期大学専攻科特待生規程

(目 的)

第1条 桐朋学園芸術短期大学（以下「本学」という。）では、本学芸術科から本学専攻科（演劇専攻・音楽専攻）への進学を積極的に奨励するとともに、学生のさらなる勉学意欲の向上を企図して、学業奨励金を給付する。

(特待生)

第2条 この規程により、学業奨励金の給付を受ける学生を特待生という。

2. 特待生は、以下の期間の成績ならびに勉学への取り組み姿勢等を評価の対象とし、年間10名以内とする。

(1) 1年次後期特待生は、芸術科および専攻科1年次前期までの成績

(2) 2年次前期特待生は、芸術科および専攻科1年次の成績

(特待生の決定)

第3条 各専攻会議は、専攻科入学者を勘案したうえで、専攻科入学定員（音楽（20）、演劇（20））を基準に候補者を選抜し、学科会議を経た上で、前条第2項（1）については6月教授会、（2）については11月教授会で審議・決定する。

2. 特待生として決定した学生には、本人宛てに通知する。

(他の奨学金との関係)

第4条 特待生の選抜にあたっては、同時期に桐朋演劇奨学会および桐朋音楽奨学会奨学生として奨学金の給付を受けている者は対象としない。

(学業奨励金)

第5条 学業奨励金は1名につき100,000円とする。

2. 給付は、各専攻の授業料等納入金から、前項の金額を減ずる形で措置する。授業料等納入金を既に納めている場合は、返金する形で措置する。

(特待生の資格喪失)

第6条 特待生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、学科会議および教授会の議を経て、その資格の喪失を決定することができる。

(1) 退学または除籍となったとき

(2) 学則及び学生規程による懲戒処分を受けたとき

(3) 学業成績が不良のとき

(4) その他特待生として適当でないと認められたとき

(学業奨励金の返還)

第7条 特待生は、第6条に定めるいずれかの項に抵触した場合、資格を喪失し、給付された金額を返還しなければならない。

附 則

1. この規程は平成26年4月1日より改正施行する。

2. この規程の改廃は教授会の議を経て行う。

桐朋学園芸術短期大学被災学生支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が原因で被災した桐朋学園芸術短期大学（以下「本学」という。）の学生に対し、緊急の経済支援として「桐朋学園芸術短期大学被災学生支援奨学金」（以下「奨学金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）により被災した正規学生（以下「被災学生」という。）に対し、奨学金を支給することにより、学業の継続を支援することを目的とする。

(適用対象者)

第3条 この規程は、保証人が東日本大震災の災害救助法適用地域に居住し、被害状況が下記のいずれかにあたる学生を対象とする。

1. 家屋の全半壊、流失

2. 避難所生活を余儀なくされている場合（原発事故によるものも含む）

3. 家計支持者の死亡・行方不明

4. 東日本大震災による直接被害により、家計支持者の年収が激減した場合

(支給額)

第4条 授業料等の免除は、次の各号に掲げる基準により行う。

(1) 全額免除

家屋全壊、家計支持者の死亡、学資負担者失職又は計画的避難区域外への避難のいずれかに該当する場合

(2) 半額免除

住家半壊又は学資負担者負傷の場合

2 前項第1号及び前項第2号いずれにも該当しない場合は、桐朋学園芸術短期大学被災学生支援奨学金選考委員会（以下「委員会」という。）にて審議する。

(支給期間)

第5条 支給期間は、本規程の適用を受ける者が在学する課程の修業年限又は標準修業年限に相当する期間を上限とする。

(授業料等の返還)

第6条 被災後に納付した授業料等が免除された場合は、所定の様式による申請に基づき、納付済の当該授業料等を返還する。

(申請手続及び審査)

第7条 奨学金の支給を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 東日本大震災被災学生に対する入学科・授業料免除申請書

(2) 家庭調書、罹災証明書等、被害の程度を認定し得る書類や資料等

2 免除の審査は、委員会が行う。

(免除の取消し)

第8条 授業料等の免除を受けている者が、次の各号に該当する場合は、委員会の議を経て免除を取り消す。

(1) 免除を必要としなくなった場合

(2) 免除申請について虚偽の事実が判明した場合

(3) 退学・除籍により学籍を失った場合

2 前項により授業料等免除を取り消された者は、速やかに授業料等を納付しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

校舎施設の使用について

本学諸施設の学生による使用については、本学の学生による自主練習などのための使用にのみ許可される。

(1) 一般教室・実習室の使用規程要旨

●平日・土曜の使用

○使用教室

一般教室	新館	2111 2112 2211 2212
	旧館	2101 2102 2301 2302 2303 2304 2305
実習室	新館	小劇場 第1実習室 第2実習室
	旧館	ライブスタジオ
	別棟	第3実習室 第4実習室 スペース桐朋 N111(※)

○使用時間 8時30分～21時50分（第4実習室・スペース桐朋 21時30分） ※音楽専攻の学生は1人1回2時間まで
～22時30分（劇上演実習稽古に限り）
～23時00分（劇上演実習関係の搬入搬出に限り）
※7時30分～8時30分の使用は、鍵の開閉が不用な教室に限り「早朝使用表」に記入し、他は通常どおりとする。
ただし、使用時間にはカウントしない。
※N111の使用は17時00分～21時30分（行事関係等で使用できない場合がある）

○使用手続

1. 申込時間 平日 8 時30分～ 16時20分 土曜 8 時30分～ 12時30分
使用当日の一般教室のみ、上記申込時間以降21時まで、警備員の許可にて使用可
2. 申込方法 ①使用の前日及び当日、『教室使用状況一覧表』『教室使用届』に所定事項を記入する
②研究室で教員、助手の承認印を得る（不在時のみ教学課で対応）
③承認済の『教室使用届』を『使用予約 教室等使用届』ファイルに綴じる
④予約した日時に教室を使用する際、上記③で綴ったファイルから『教室使用届』をとりだし、
ドアの所定場所に表示する
⑤使用後は『使用済み 教室等使用届』ファイルに綴じる
⑥朝の申込みについては、7 時30分に窓口在所定の予約順番表を出す。8 時30分より記入順に予約する。
※『教室使用状況一覧表』及び『使用予約 教室等使用届』及び、『使用済み 教室等使用届』の
保管場所は以下のとおり
【月～金】 8 時30分～ 16時00分 ⇒ 教学課窓口
16時00分～ 21時50分 ⇒ 短大警備室
【土曜日】 8 時30分～ 12時00分 ⇒ 教学課窓口
12時00分～ 21時50分 ⇒ 短大警備室
【休 日】 終日 ⇒ 本館警備室

●休日の使用

- 使用教室 新館の一般教室・実習室および第3実習室
- 使用時間 9 時00分～18時00分 ※音楽専攻、演劇専攻学生共に1人1日4時間まで
～21時00分（劇上演実習稽古に限り）
8 時30分～21時50分（上記の開演日の2週間前から）

○使用手続

1. 申込時間 平日 8 時30分～ 16時20分 土曜 8 時30分～ 12時30分
2. 申込方法 平日と同じ
ただし、休日は使用当日の申込ができないため、休前日に予約する

●休業期間中（春季・夏季・冬季）の使用

- 使用教室 旧館/新館の一般教室・実習室およびスペース桐朋・ライブスタジオ・第3・4実習室・N111
期間中の土曜、日曜、休日、及び8/12～16、12/29～1/3の学園閉鎖期間は使用できない。
- 使用時間 9 時00分～18時00分
～21時50分（劇上演実習稽古に限り）
- 使用手続 申込期間・申込方法を休業期間前に掲示にて連絡する。

●その他

1. 複数名で使用する場合は、『教室使用届』に同伴者の氏名を記入すること。ただし、学外の同伴者は認めない。
2. 原則として22時までに学外へ出ること（休日及び休業期間中は18時まで）。
3. 原則として小劇場・第1・2・4実習室は演劇専攻以外の学生は使用できない。
4. 第4実習室及びスペース桐朋はグループ（団体）3名以上の使用とする。
5. 2303、2304、2305教室は18時00分までピアノ使用不可とする。
6. レッスン室・練習室が空いている場合には、ピアノ等の練習のため、少人数での一般教室の使用を控えること。
7. ピアノ使用後は、必ず蓋をして、カバーを掛けること。故意に傷つけた場合は、弁償すること。
8. 教室に置いている備品は原則として使用できない。
9. 使用を取り消す場合は、教学課又は警備員に連絡すること。
10. 16時以降（土曜12時以降）の使用終了後は、警備員詰所のホワイトボードに終了時間を記入すること。
11. 旧館3階のロビーで練習の為の音出しは上の階の図書館に影響が及ぶため、禁止。
12. 第3実習室での楽器使用不可。
13. 音楽専攻以外の学生が2301教室を使用する場合は、1回あたりの時間制限を音楽専攻学生と同様とする。
14. 身の安全に注意し、異変等に気づいたら、教学課又は警備室まで連絡する。
15. 戸締り、消灯、空調（暖房機）の節電を必ず行う。
16. 平日・土曜日使用申込をした学生が、しかるべき理由なしに教室を継続して20分以上空けた場合は、権利を放棄したものとみなし、他の学生が所定の手続きを経て使用することができる。
17. 学外者による制作や主催を目的とした諸施設の使用に関しては、本学専任教員の関与するものは別として、たとえ本学学生が参加するものであっても使用は認めない。

(2) レッスン室・練習室の使用規程要旨

●平日・土曜の使用

○使用教室

レッスン室	新館	2213	2214	2215	2216	2217
	旧館	2001	2002	2003	2004	
練習室	旧館	2005	2006	2007	2008	2009 2010

- 使用時間 8時30分～21時50分 ※1人1回2時間まで、使用後空いている部屋があれば、再度予約可能
 ※7時30分～8時30分の使用は、鍵の開閉が不用な教室に限り「早朝使用表」に記入し、他は通常どおりとする。
 ただし、使用時間にはカウントしない。

○使用手続

1. 申込時間 平日8時30分～16時20分 土曜8時30分～12時30分
 使用当日のみ、上記申込時間以降21時まで、警備員の許可にて使用可
2. 申込方法 ①使用の前日及び当日、『レッスン室・練習室使用状況一覧表』『レッスン室・練習室使用届』に所定事項を記入する
 ②研究室で承認印を得る（研究室が不在時のみ教学課で対応）
 ③承認済の『レッスン室・練習室使用届』を『使用予約 教室等使用届』ファイルに綴じる
 ④予約した日時にレッスン室・練習室を使用する際、上記③で綴ったファイルから『レッスン室・練習室使用届』をとりだし、ドアの所定場所に表示する
 ⑤使用後は『使用済み 教室等使用届』ファイルに綴じる
 ⑥朝の申込みについては、7時30分に窓口で所定の予約順番表を出す。8時15分より記入順に予約する。
 ※『レッスン室・練習室使用状況一覧表』及び『使用予約 教室等使用届』及び、『使用済み 教室等使用届』の保管場所は以下のとおり
 【月～金】 8時30分～16時00分 ⇒ 教学課窓口
 16時00分～21時50分 ⇒ 短大警備室
 【土曜日】 8時30分～12時00分 ⇒ 教学課窓口
 12時00分～21時50分 ⇒ 短大警備室
 【休日】 終日 ⇒ 本館警備室

●休日の使用

- 使用教室 新館レッスン室
 ○使用時間 9時00分～18時00分 ※1人1日教室と合わせて4時間まで、使用後の再予約は不可
 ○使用手続
 1. 申込時間 平日8時30分～16時20分 土曜8時30分～12時30分
 2. 申込方法 平日と同じ
 ただし、休日は使用当日の申込ができないため、休前日に予約する

●その他

1. 複数名で使用する場合は、『レッスン室・練習室使用届』に同伴者の氏名を記入すること。ただし、学外の同伴者は認めない。
2. 飲食は認めない。
3. 原則として音楽専攻以外の学生は使用できない。音楽学部生・音高生は、新館レッスン室のみ使用可。
4. 音楽専攻以外で副科・第二実技科目・歌唱（個人レッスン）を履修している学生は、旧館練習室のみ使用することができる（休日は新館レッスン室の使用可）。
5. 原則として22時までに学外へ出ること（休日及び休業期間中は18時まで）。
6. 使用を取り消す場合は、教学課又は警備員に連絡すること。
7. 16時以降（土曜12時以降）の使用終了後は、警備員詰所のホワイトボードに終了時間を記入すること。
8. ピアノ使用後は、必ず蓋をして、カバーを掛けること。故意に傷つけた場合は、弁償すること。
9. 身の安全に注意し、異変等に気づいたら、教学課又は警備室まで連絡する。
10. 戸締り、消灯、空調（暖房機）の節電を必ず行う。
11. 平日・土曜日使用申込をした学生が、しかるべき理由なしにレッスン室を継続して20分以上空けた場合は、権利を放棄したものとみなし、他の学生が所定の手続きを経て使用することができる。

(3) 大学校舎レッスン室使用規程要旨 〈音楽専攻学生のみ〉

●一般レッスン室（個人練習・二重奏練習）

主に地下の部屋を使用できる。

●練習時間帯（一般授業開講期間 — オリエンテーション期間を含む）

平 日	早朝練習時間帯 5:10am ~ 8:00am 授業時間帯 8:00am ~ 5:00pm 夜間練習時間帯 5:00pm ~ 9:45pm	休 日	休日練習時間帯 8:00am ~ 9:45pm
--------	---	--------	----------------------------

〔授業時間帯〕授業・レッスンに使用されていない時は自由に練習できる。（特別な届の必要はない）

〔練習時間帯〕その都度使用願を提出し、許可を受ける。

●使用手続

1. 申し込みは直接本人が行う。伴奏者などの代理人の申し込みは受け付けない。
2. 1回の申し込みは1人（1グループ）1日につき1件とし、1件についての時間を次のように制限する。
早朝練習時間帯→特に定めなし 夜間練習時間帯→2時間以内
休日練習時間帯→4時間以内
3. 申し込みにあたっては、『レッスン室一般使用許可願』に必要事項を記入し、身分証明書を添えて窓口に出す。（用紙は大学事務局前にある）
4. 当日、大学の警備員室窓口で、予約申し込み受け付け時に渡された整理券との引き換えにより交付される許可証を受けとってから、使用を開始できる。

受付窓口など			
早 朝	警備員室	当 日	5:10am ~ 7:00am
夜 間	教務課カウンター	当 日	8:30am ~ 2:00pm（予約）
	警備員室	当 日	5:00pm ~ 9:00pm
休 日	教務課カウンター	前 日	8:30am ~ 2:00pm（予約）
	警備員室	当 日	8:00am ~ 9:00pm

注意 ・休日の正午～午後1時、午後6時～午後7時は受け付けない。

注意 ・上記教務課カウンターでの受付時間は午後2時までであるが、当日の教室・レッスン室の状況により早める場合もある。

学校法人桐朋学園 個人情報保護方針

学校法人桐朋学園では、教育・研究、事務等の諸活動において、多くの個人情報を取り扱っております。学生、生徒、児童、園児をはじめその保護者、そして教職員等、学園にかかわる方々の個人情報を慎重に取り扱い、適切に保護、管理することは、教育機関としての本法人の社会的責務であると認識しております。

この責務を果たすため、本法人は、個人情報保護法及びその他の規範を遵守するとともに、以下に掲げる方針のもと、個人情報の適切な保護、管理を実行いたします。

1. 個人情報の取得

個人情報の取得に際しては、利用目的を特定のうえ、これを明示し、適法かつ公正な方法により、原則として本人から取得します。

2. 個人情報の利用

個人情報は、取得の際に明示した利用目的の範囲内で利用いたします。本人の同意を得ないで、目的外での利用はいたしません。

3. 個人情報の保護、管理

個人情報の正確性及び安全性を確保するために、安全管理対策を講じ、個人情報の漏えい、改ざん、紛失等を防止します。

本法人は、各部門各機関に「個人情報保護管理責任者」を置き、個人情報の保護、管理について、責任の所在を明確にしております。

個人情報の取扱いは、その権限を付与された教職員のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うものとします。なお、個人情報を取り扱う教職員であるか否かにかかわらず、学園に勤務する全ての者に必要かつ適切な監督を行い、加えて、教育・研修等の機会を通して意識の啓発に努めます。

個人情報に関する業務を外部に委託する場合は、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、契約書を取り交わすなど、必要かつ適切な措置を講じます。

4. 個人情報の第三者への提供

原則として、法令に定める場合等を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはいたしません。
なお、第三者に個人情報を提供する場合には、提供先においてその安全管理が図られるよう、契約書を取り交わすなど、必要かつ適切な措置を講じます。

5. 個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等の請求並びに不服の申立

各機関の「個人情報保護管理責任者」は、開示、訂正、利用停止、削除の請求等に関しては、本人であることの確認をしたのち、速やかに対応いたします。

6. 個人情報に対する保護、管理体制の継続的改善

個人情報保護の重要性を、本法人の役員をはじめ学園に勤務する全ての者に周知徹底するとともに、今後も本方針に則り、保護・管理体制を見直し、改善、向上に努めます。

桐朋学園芸術短期大学 学生個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 桐朋学園芸術短期大学（以下「本学」という。）は個人情報（個人情報データベースを含む。以下「個人情報」という。）の保護が、人格の尊厳に由来する基本的人権の保障に係る問題であることを深く認識し、本学が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、「学生」とは次の各号によるものとし、「教職員」とは専任の教職員ならびに本学の業務に直接かわりがあり、またはかわりがあった者をいう。

- (1) 「本学において教育を受けている者」で在学者、科目等履修生や聴講生など。
- (2) 「本学において教育を受けようとする者」で受験生、入学前の合格者、入学ガイダンスへの参加者など。
- (3) 「過去において、本学において教育を受けた者」で卒業生、修了生、中退者など。
- (4) 「過去において、本学において教育を受けようとした者」で不合格者や入学辞退者など。

2 この規程において、「個人情報」とは次の各号によるものとする。

- (1) 学生について特定の個人が識別されるもの（氏名、住所、生年月日、電話番号）。
- (2) 識別され得るもの（映像、デジタル記録等）。
- (3) 個人を特定できないものであっても学内で対応付けられた個人情報がある場合のもの（学籍番号、IPアドレス等）。
- (4) 教職員が業務上取得または作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む。）。

3 この規程において「個人情報データベース」とは、個人情報が含まれる情報の集まりで、検索できる状態のものであって、ユーザーIDとユーザーが記録されているログ情報ファイル、紙ベースの住所録や名刺など整理されて検索できる利用可能な状態のデータベースをいう。

(責 務)

第3条 学長はこの規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し次の各号に対する必要な措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的の特定・公表
- (2) 適正管理、利用、第三者への提供
- (3) 本人の権利と関与
- (4) 本人の権利への対応
- (5) 苦情の処理

2 教職員または教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、本規程によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集および利用目的の特定・公表等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員が業務上学生の個人情報を収集するときは、利用目的を明確に特定・公表し、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想および信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 あらかじめ個人情報を「第三者に提供」することを想定している場合には、利用目的で、その旨特定しなければならない。

3 インターネットのCGI等での個人情報の入力には、入力ホームページ内には必ず利用目的をユーザーの目に付く位置に記載しなければならない。

4 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときに除き、直接本人から収集しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。

- (3) 教員の教育指導上特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。
- (5) 指導または相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。
- (6) 学長が正当な理由があると認めたとき。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次に各号に掲げる事項について、適正で安全な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、滅失、毀損、破壊その他の事故の防止
 - (2) 改ざんおよび漏洩の防止
 - (3) 個人情報の正確性および最新性の保持
 - (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
- 2 学長は前項の事務をはじめ、本規程に基づく業務を適切に執行するため、業務ごとに個人情報保護管理責任者を選任するとともに次の組織的・人的・物理的・技術的その他の広範囲な安全対策措置を講ずる。

組織的安全管理措置

- ・個人情報保護管理者の設置、組織体制の整備
- ・学内諸規程の整備と運用
- ・個人情報取扱い台帳の整備
- ・安全管理措置の評価、見直し、改善
- ・事故または違反への対処

人的安全管理措置

- ・雇用時や契約時において非開示契約を締結
- ・教職員に対する教育・訓練の実施

物理的安全管理措置

- ・入退室管理
- ・盗難対策
- ・機器、装置等の物理的な保護

技術的安全管理措置

- ・個人情報のアクセス認証・制御・記録・権限管理
- ・不正ソフトウェア対策
- ・移送、通信時の対策
- ・動作確認時の対策
- ・情報システムの監視

その他重要事項

- ・個人情報を閲覧できる教職員の限定
- ・個人情報の持ち出し制限
- ・外部からの個人情報への不正アクセス防止策の導入
- ・教職員に対する個人情報保護研修の実施
- ・個人情報漏洩時は当該本人に速やかに通知
- ・事件内容の公表（類似事件の発生回避）

- 3 個人情報保護管理責任者は、業務に係る教職員に対する情報セキュリティ対策として、個人情報に対するアクセス制限、アクセス管理及び監視を行う。
- 4 個人情報保護管理責任者は、業務マニュアルを定め、持ち出し制限や移動時の取り決め、暗号化等のプロセスを決め、全て申請・承認によって処理することを決めて、守らせる。
- 5 個人情報保護管理責任者は、業務に係る教職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該教職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 6 個人情報保護管理責任者は、業務に係る個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 7 個人情報保護管理責任者は、第6条に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教員および保護者の教育上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 学長または個人情報保護管理責任者が必要と認めたとき。

- 2 前号一から五の各号に該当して個人情報を利用または提供する場合、または緊急に対応した場合は、業務責任者はすみやかに個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

(個人情報のに関する業務の学外委託)

第7条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は個人情報保護管理責任者の指導のもと委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

(収集の届出)

第8条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次に事項について個人情報保護管理責任者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
 - (2) 個人情報の利用目的
 - (3) 個人情報の収集の対象者
 - (4) 個人情報の収集方法
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の記録の形態
- 2 前項により届け出た事項を変更または廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを個人情報保護管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

(個人情報の開示)

第9条 学生は本学が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者は遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部または一部を開示しないことができる。
- 3 個人情報の全部または一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する請求は、学長に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。
- (1) 所属および氏名
 - (2) 個人情報の名称および記録項目
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

(個人情報の訂正または削除)

第10条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続に準じて、学長に対し、その訂正または削除を請求することができる。

- 2 学長は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正または削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第11条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。
- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。
- (1) 不服の申立てを行う者の所属および氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 規程管理

(所 管)

第12条 本規程の管理責任者は学長とし、所管は短期大学教学課とする。

(規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は教授会の議を経て学長が行う。

付 則

第1条 この規程は平成17年7月11日から施行する。

桐朋学園芸術短期大学 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、桐朋学園芸術短期大学（以下「本学」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメント（以下「キャンパス・ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「キャンパス・ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、本学における良好な学習・教育・研究・労働環境の維持・確立を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

ア、学生、教職員又は関係者が、意図すると否にかかわらず、性差別的又は性的な行動によって、相手を不快にさせる行為

（例）性的な噂を流したり、人を傷つける性的な内容の冗談を言ったりすること。

性的な文書や画像等の掲示や提示をすること。

相手が望まない飲食等にしつこく誘うこと。

不必要に身体に触れること。

イ、学生、教職員又は関係者が、利益もしくは不利益を与えることを利用して、又は利益を与えることを代償として、相手に性的な誘いまたは要求をする行為

（例）成績評価等と引き換えに、性的要求を迫ること。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教職員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したりまた指導を放棄することにより、相手方の勉学・研究意欲や研究環境を害する言動または行為

(3) パワー・ハラスメント

職場において、教職員またはこれに準ずる者が、その地位または職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、相手によって差別したり、人格を否定したり、必要以上に厳しく指導したりまた指導を放棄することにより、相手方の就労意欲や就労環境を害する言動または行為

(4) その他のハラスメント

学生、教職員又は関係者が、他の学生、教職員又は関係者に飲酒の強要、喫煙にまつわる不法行為、誹謗、中傷、風評の流布などにより人権を侵害したり不快にさせたりする行為

(5) キャンパス・ハラスメントに起因する問題

キャンパス・ハラスメントのため学生等の修学上又は職員の就労上の環境が害されること及びキャンパス・ハラスメントへの対応に起因して学生等が修学上又は職員が就労上の不利益を受けること

(6) 学生

本学で修学する一般学生（本科生・専攻科生）、科目等履修生（研究性含む）、単位互換履修生、外国人留学生及び委託生をいう。

(7) 教職員

教員、事務職員、非常勤講師、嘱託職員、定時職員、委託職員など本学に勤務する全ての教職員をいう。

(8) 関係者

学生の保護者及び関係業者等職務上の関係を有する者をいう。（但し、教職員及び学生を除く。）又、かつて本学に在籍し、現在大学を離れた者であっても、キャンパス・ハラスメントと判断される行為のどちらか一方の当事者が、学生又は教職員である場合はこれに含める。

(9) 教育・研究の場

本学では、常勤・非常勤を問わず、本学に在職する教職員と学生との間、及び本学の学生同士の間には、常に教育環境上の関係があるものとみなす。よって大学におけるキャンパス・ハラスメントは、正課の授業時間中の大学構内における場合に留まらず、課外活動や学外を含むあらゆる場合のそれを意味する。

(学生および教職員の責務)

第3条 学生及び教職員は、相互に個人の人格を尊重するよう努め、キャンパス・ハラスメントを行ってはならない。

2. 学生及び教職員は、前条で規定した用語の意義を深く認識し、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めなくてはならない。

3. 学生のキャンパス・ハラスメントに関する苦情や相談については、全ての教職員がこれにあたり、相談を受けた教職員は、必要な指導、助言を行うと共に、事実関係の調査に協力するなど、適切な対応を取らなければならない。

(学長の責務)

第4条 学長は、キャンパス・ハラスメントを差別、人権侵害として禁止すると共に、その防止及び排除するため、本学の教職員に対し、この規程の周知徹底を図るものとする。

2. 学長は、万一キャンパス・ハラスメントによる問題が本学内に生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(防止委員会)

第5条 キャンパス・ハラスメントに関する具体的事例について、事実関係の調査及び対応策の検討を行うため、また、キャンパス・ハラスメントの防止に関する広報及び啓蒙等に関する業務を行うためにキャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

2. 防止委員会の運営については、別に定める。

(相談窓口)

第6条 防止委員会は、キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談が学生、教職員又は関係者からなされた場合に対応するため、キャンパス・ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し相談員を配置する。

2. 相談窓口の運営については、別に定める。

(調査委員会)

第7条 防止委員会は、特定の事例について調査が必要と判断した場合、キャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2. 調査委員会の運営については、別に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 学長及び教職員は、キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談、当該苦情相談に関する調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした学生又は教職員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(懲 戒)

第9条 キャンパス・ハラスメントを行った教職員は、その態様等によっては、桐朋学園女子部門就業規則第54条（3）「教職員としての信用を著しく失う非行あった場合」に該当するものとして、懲戒処分を行うことがある。

2. キャンパス・ハラスメントを行った学生は、桐朋学園芸術短期大学学則第67条に基づき、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日より施行する。

2. この規定の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

1. この規程は、令和4年4月1日より改正施行する。

演劇専攻自治会 自治会規約

第1章 総 則

(名称・本部)

第1条 本会は、桐朋学園芸術短期大学・演劇専攻自治会とし、その本部を桐朋学園芸術短期大学内に置く。

(会 員)

第2条 本会は桐朋学園芸術短期大学芸術科・演劇専攻生並びに専攻科生をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、会員一人一人の主体性にのっとり、演劇芸術の創造と、その新なる運動体を形成することを目的とするものである。各会員はその能力を十二分に発揮し、思想性を高めると共に、既存の諸観念を乗り越え自らの主体を確立し遂に現在の広漠たる芸術分野に、ひとつの指標を打ち立てる責務を担う。

第2章 構 成

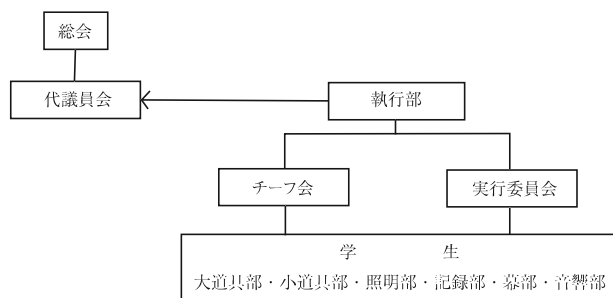
(構 成)

第4条 本会は次の機関を設ける。

1. 総会
2. 代議員会（会計監査、選挙管理委員会）
3. 執行部
4. チーフ会
5. 各種行事実行委員会

(議決機関)

第5条



(総 会)

第6条 総会は本会における最高の機関であり、第2条に定められた全会員をもって組織する。

(総会の開催)

第7条 総会は原則として年2回開催し、本会会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合及び全会員の5分の1以上の要請があった場合には会長は臨時に総会を開催しなければならない。

会長は総会開催の3日前迄に、日程、議案、その他必要事項を全会員に明示しなくてはならない。

(総会成立)

第8条 総会は全会員の過半数（休学者をのぞく在籍数）をもって成立し、その議決は3分の2以上の支持によって成立する。

(総会決議)

第9条 総会において次のことを決議する。

1. 規約改正に関すること。
2. 予算及び決算に関すること。
3. 運営方法に関すること。

(代議員会)

第10条 本委員会は総会に次ぐ議決機関であり、学年代議員（各学年2名、ただし専攻科は2学年をもって2名とする）をもって組織する。

(代議員会の開催)

第11条 本委員会は原則として本会会長が必要と認めた場合会長が招集する。ただし学年代議員の3分の1以上の要請があった場合、会長は臨時に代議員会を開催しなければならない。

会長は代議員会開催の7日前迄に、日程、議案、その他必要事項を全会員に明示しなくてはならない。

(代議員会の成立)

第12条 本委員会は、学年代議員の過半数をもって成立し、その議決は3分の2以上の支持によって成立する。

(代議員会の決議)

第13条 代議委員会において次のことを決議する。

1. 学年代議員の提出事項。
2. 各委員会からの提出事項
3. その他本委員会において必要と認められる事項。

(執行部)

第14条 執行部は本会を円滑に運営する機関であり、会長1名、副会長2名、会計2名、書記2名をもって組織する。

第15条 執行部は次の事項を執行する。

1. 総会及び代議員会への議案提出
2. 予算原案及び決算書の作成
3. その他必要事項

(執行部役員の職務)

第16条 会長は本会を代表し、本会の一切の会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときの職務を代行する。会計は会の会計を、書記は会の記録を担当する。

(各 部)

- 第17条 1. 演劇専攻の全学生は、4月中に各部に所属しなければならない。原則として、部署の移動は認められない。
2. 各部は、1名のチーフと1名のチーフ補佐を執行学年から選出しなければならない。相談役として専攻科から各部に1名付けるものとする。

(チーフ会)

第18条 チーフ会は各部チーフをもって組織する。

(チーフ会の開催)

第19条 チーフ会は原則として会長が必要と認めた場合、チーフ会議長がこれを招集する。ただし、チーフの3分の1以上の要請があった場合には、臨時にチーフ会を開催しなければならない。

(チーフ会の成立)

第20条 チーフ会はチーフの過半数をもって成立し、その議決は3分の2以上の支持によって成立する。

(チーフ会決議)

- 第21条 チーフ会において次のことを決議する。
1. 道具、備品に関すること。
 2. 仕込み、ばらしに関すること。
 3. その他チーフ会において必要と認められた事項。

(各種実行委員会)

第22条 本委員会の役員は、行事ごとに執行部が必要数を公募し、各行事の企画運営及び総括を行う。

第3章 選 挙

(学年代議員の選出)

第23条 学年代議員は年度始め学年ごとに2名選出し、総会で了承を得る。

(学年代議員の任期)

第24条 学年代議員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

(議 長)

- 第25条 1. 総会の議長は、総会で選出されたものとする。
2. 学年代議員の議長は、代議員会で選出されたものとし、総会で承認を得る。
3. チーフ会の議長は、執行部副会長のうちいずれか1名を議長とする。

(執行部の選出)

第26条 執行部は演劇専攻1学年の中から選出し、総会で承認を得る。

(執行部の任期)

第27条 執行部の任期は毎年10月から翌年9月末日までとし、10月中は連絡期間とし、その期間の続任を認める。

(選挙管理委員会)

第28条 本委員会は各学年代議員のうち1名、計3名をもって組織される。

(リコール)

第29条 リコール請求は会員の3分の2以上の要求によって成立し、選挙管理委員会がこれにあたる。

第4章 会 計

(会 費)

第30条 本会の財務は、自治会費にその基をおく。

(金 額)

第31条 本会の会員は本会によって定められた会費(入会金2,500円、年額3,500円)を定期に納入しなければならない。ただし、入会金は入学年度のみとし、芸術科演劇専攻から専攻科演劇専攻への進学者はこれを免除される。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。会計年度に剰余金のある場合は翌年に繰り越す。

(会計報告)

第33条 本会に収支決算書は執行部会計が作成し代議員会で審議し、総会において承認されることにより成立する。

(会計監査)

第34条 本会に会計監査6名(学年代議委員)を置き、本会の会計を監査する。

第5章 クラブ

(クラブ)

第35条 本会員は第2条の主旨に基づきクラブならびに同好会を結成することができる。

(構成)

第36条 各クラブは年度始めに構成員名簿および活動計画を執行部に提出しなければならない。

(クラブ会計)

第37条 各クラブの会計担当者は年度初めに前年度決算報告ならびに新年度予算申請書を執行部に提出しなければならない。

(成立基準)

第38条 下記の成立基準に満たないものは同好会とする。

1. 活動開始から1年未満のもの
2. 人数が5名に満たないもの

第6章 附 則

第39条 本規約の改正は本会会員の3分の1以上をもって成立する。

第40条 本会規約は2002年4月1日より施行する。

音楽専攻学生会 学生会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 桐朋学園芸術短期大学音楽専攻に学生会を置き、桐朋学園芸術短期大学音楽専攻学生会(以下、本会という)と称する。

(会 員)

第2条 本会は桐朋学園芸術短期大学芸術科音楽専攻・専攻科音楽専攻の学生全員をもって組織する。

(本 部)

第3条 本会の本部は、東京都調布市若葉町1-41-1桐朋学園芸術短期大学内に置く。

(目 的)

第4条 本会会員は個人の人格を尊重し、学生相互の親睦をはかり、学生会活動を有効かつ円滑に運営し、学生の福祉増進をはかることを目的とする。

第2章 機 関

(機 関)

第5条 本会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 執行部

(総 会)

第6条 総会は本会の最高決議機関であって、芸術科音楽専攻・専攻科音楽専攻の学生全員をもって組織する。

(総会の開催)

第7条 総会は毎年4月、年1回の開催を原則とし、本会会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合及び全会員の3分の1以上の要求が合った場合に会長は臨時に総会を招集しなければならない。

(総会成立)

第8条 総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。(委任状出席を認める。)ただし、会則改正の場合は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(議長・総会決議)

第9条 総会の議長はそのつど選出され、総会において次のことを決議する。

1. 会則の改正に関すること。
2. 運営方法に関すること。
3. 予算および決算に関すること。

(執行部)

第10条 執行部は本会の運営を円滑に執行する機関であり、次のことについて共同の責任を負うものとする。

1. 各行事の企画および運営
2. 予算の作成および決算報告
3. その他の必要事項

(執行部)

第11条 執行部は次の役員をもって構成する。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 会 計 2名
4. 書 記 2名
5. 桐朋祭実行委員 必要数

(職 務)

第12条 会長は本会の一切の会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときの任務を代行する。書記は会の記録を、会計は会の会計を、桐朋祭実行委員は桐朋祭の企画運営などを担当する。

(会計監査)

第13条 本会に会計監査2名を置き、本会の会計を監査する。

(顧 問)

第14条 本会に顧問を置く。顧問は桐朋学園芸術短期大学音楽専攻の教員に委嘱し、本会活動全般に関して指導助言を仰ぐものとする。

第3章 選 挙

(執行部役員選出)

第15条 執行部役員は学年初め、学年ごとに3名から4名選出する。

(任 期)

第16条 執行部の役員の任期は4月1日より翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で欠員が生じた場合は補充を行う。この場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長選出)

第17条 会長、副会長は就任の前年度の12月までに選出し、総会で承認を得る。

(会計、書記)

第18条 会計、書記は執行委員の互選による。

(桐朋祭委員)

第19条 桐朋祭委員は執行委員に加え、必要数を公募する。

(会計監査)

第20条 会計監査は総会によって選出される。

第4章 会 計

(会 費)

第21条 本会の財務は、会費にその基をおく。

(金 額)

第22条 本会の会員は本会によってさだめられた会費（入会金 2,000円、年額 2,000円）を定期に納入しなければならない。ただし、入会金は入学年度のみとし、芸術科音楽専攻から専攻科音楽専攻への進学者は、これを免除される。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会計報告)

第24条 本会の収支決算書は執行部会計が作成し、執行部に提出された後に会計監査と総会の承認をえるものとする。

第5章 クラブ

(クラブ)

第25条 会員相互の親睦を深め、責任ある自主活動を行うため、本会に教養、趣味、特技などを同じくするクラブならびに同好会を結成することができる。

(構成)

第26条 各クラブは年度初めに構成員名簿、および活動計画を執行部に提出しなければならない。

(クラブ会計)

第27条 各クラブの会計担当者は年度初めに前年度決算報告ならびに新年度予算申請書を執行部に提出しなければならない。

(成立基準)

第28条 下記の成立基準に満たないものは同好会とする。

1. 活動開始から1年未満のもの
2. 人数が10名に満たないもの（同好会は5名から活動できる）

(クラブ顧問)

第29条 各クラブならびに同好会には顧問を置く。顧問は桐朋学園芸術短期大学の常勤の教職員に委嘱する。

第6章 会則の改正

(会則の改定)

第30条 会則の改正は本会が必要と認め、かつ総会で全会員の3分の2以上の承認を得た場合に行われる。

(会則改定委員会)

第31条 本会が必要に応じ、会則改正委員会を置き、会則の改正を検討させることができる。

附 則

本会会則は平成8年4月1日より施行する。

音楽専攻同窓会「桐の音」 同窓会会則

第1条 名 称

桐朋学園芸術短期大学芸術科音楽専攻同窓会「桐の音」（以下本会とする）と称する。

第2条 目 的

本会は会員相互の親睦と向上をはかることを目的とする。

第3条 事 業

本会は下記の事業を行う。

- (1) 会員名簿及び会報の発行。
- (2) 会員の音楽活動の後援及び奨励。
- (3) 母校の発展に寄与し、後援する。
- (4) その他必要に応じて事業の開催・後援を行う。

第4条 組 織

- (1) 本会は正会員と特別会員により組織される。
- (2) 本会の運営は正会員より選任された役員及び委員により遂行される。
- (3) 正会員のうち若干名を理事とする。

第5条 本部及び事務局

- (1) 本会の本部は桐朋学園芸術短期大学内に置く。
- (2) 本会の事務局は桐朋学園芸術短期大学音楽研究室に置く。

第6条 正会員及び特別会員

- (1) 正会員は母校の卒業者及び母校の一時在籍者のうち入会希望者とする。
- (2) 特別会員は母校の現教職員のうちの専門科目の教職員及び理事会から推薦された者とする。

第7条 名誉会長及び名誉顧問、顧問

- (1) 本会は桐朋学園芸術短期大学学長を名誉会長に推挙する。
- (2) 桐朋学園芸術短期大学音楽専攻主任を顧問に推挙する。
- (3) 理事会は必要に応じ顧問を推挙できる。

第8条 理 事

- (1) 理事は本会会長経験者及び理事会役員会で認められた者とし、任期は定めないものとする。
- (2) 理事は、理事及び会長、役員会が必要と認めた場合、会の運営活動に参加することができる。

第9条 役員及び委員

- (1) 本会の役員は会長、副会長、書記・会計・庶務からなり、委員は代表委員、音楽活動委員、編集委員とし、役員及び委員は全員が評議する権利を持つ。
- (2) 役員及び委員は定められた方法により、正会員の中より選任される。
- (3) 役員及び委員の任期は原則として5年間とし、再選を阻まない。

第10条 役員の職務・権限

- (1) 会長は会務を統括し、会の代表者としての活動をする。
- (2) 副会長は4名とし、会長を補佐し、必要ある時は会長の任務を代行することができる。
- (3) 副会長は運営委員長、代表委員長、音楽活動委員長、会報委員長があたり、各々担当の委員会活動を統括する。
- (4) 役員及び委員選任の決定及び任命は、会長及び副会長の合議により行う。
- (5) 運営委員長は書記・会計・庶務を統括し、運営実務を担当する。
- (6) 役員は必要に応じて理事会に参加することができる。

第11条 委員の任務

- (1) 代表委員は各期2名以上とし、各期会員の動勢、及び活動を把握し、また名簿作成にあたり、名簿、会報その他印刷物を配布する。
- (2) 音楽活動委員は、会員の演奏会活動の支援、研究会その他音楽活動の中心となる活動をする。
- (3) 編集委員は、同窓会の機関紙としての会報の企画・編集にあたる。

第12条 総 会

- (1) 総会は、会長またはその代行が必要と認めた場合これを招集する。
- (2) 本会則の改正は総会において承認される。

第13条 理 事 会

- (1) 理事会は、年1回以上開くものとする。
- (2) 理事及び会長、役員会が必要と認めた場合これを招集することができる。
- (3) 必要に応じて役員会に議事を提出することができる。

第14条 役員会及び委員会

- (1) 役員会は会長、副会長、書記、会計、庶務からなる。
- (2) 役員会は年1回以上開くものとするが、会長及び役員が必要と認めた場合これを招集することができる。
- (3) 役員会の議事は出席役員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は理事、役員合議の上審議し決定するものとする。
- (4) 代表委員会、音楽活動委員会、会報委員会は会則にのっとり個別に活動することができる。
- (5) 会報委員会は会報委員長及び編集委員からなる。

第15条 本会の経費

- (1) 本会の経費は、年会費、入会金、臨時会費、寄付金をもって充てる。
- (2) 入会金は、本会の入会と同時に納入する。

第16条 会計年度及び決算

- (1) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (2) 決算は会報により会員へ報告されなければならない。
- (3) 会計監査を置く。

第17条 会則の改定

- (1) 本会則の改定は役員会により審議され総会により承認される。
- (2) 同窓会の運営実務については、別にこれを定める。

第18条 報 告

- (1) 総会及び役員会、委員会で承認された事項は会員に報告されなければならない。

演劇専攻同窓会 同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は桐朋学園芸術短期大学・芸術科演劇専攻（以下、演劇科と略す）同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員の相互の連結・親睦・団結及び演劇文化の向上をめざし、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は以下の活動を行なう。
1. 総会その他会員間の親睦を計るための集会
 2. 会員名簿・会報等の発行
 3. その他、前条の目的に則した活動への支援
- 第4条 本会の本部及び事務局は桐朋学園芸術短期大学演劇研究室内に置く。

第2章 会 員

- 第5条 本会は以下の会員により構成される。
1. 正会員・演劇科に在籍した者、及び専攻科演劇専攻のみに在籍した者。
 2. 賛助会員・演劇科教職員、演劇科担当事務職員及びその職にあった方々。

第3章 組 織

- 第6条 本会は以下の役員を置く。
1. 会長1名・会長は本会を代表し会務全般を統括する。
 2. 副会長3名・副会長は会長を補佐し、必要ある場合これを代行する。
 3. 事務局長1名・事務局長は会務全般に関する事務を統括する。
 4. 会計2名・会計は金銭出納に関する事務を行う。
- 第7条 役員は必要に応じ随時役員会を開く。
- 第8条 役員は正会員中から幹事会（第11条及び第4章第15条参照）により選出し、総会（第4章第14条参照）において正会員の承諾を受ける。
- 第9条 役員の任期は次回定例総会までとする。但し再任は妨げない。
- 第10条 役員は正会員の1/3の不信任があった場合、ただちに役員改選をしなければならない。
- 第11条 本会は各期3名の幹事を期ごとの互選によって置く。その任務・任期は以下の通りである。
1. 各期会員の意見を掌握し本会会務に反映させる。
 2. 各期会員の転居地変更を掌握し名簿作製の任に当たる。
 3. 本会会費（第5章第17条参照）の徴収の任にあたる。
 4. 任期は原則として4年とする。但し再任は妨げない。
 5. 改選されたときは、事務局に速やかに届け出ること。
- 第12条 本会は名誉会長を置き、その職は本学の学長職にある者に委嘱する。
- 第13条 本会は監査役2名を置く。任務、選出及び任期は以下の通り。
1. 会計等の会務を監査し総会・幹事会において必要に応じて監査報告をする。
 2. 正会員中から幹事会により選出する。
 3. 任期は次回定例総会までとする。但し再任は妨げない。

第4章 総会及び幹事会

- 第14条
1. 総会は原則として4年に1度開かれる。
 2. 総会は正会員の1/3（委任状を含む）の出席者をもって成立する。
 3. 正会員の1/10の要求があったときは速やかに臨時総会を開かねばならない。
 4. 総会においては次の事項を承認決定する。
 - ① 会則の改正
 - ② 役員の人選
 - ③ 会務の一般報告及び活動予定
 - ④ 予算及び決算
 - ⑤ その他の事項
 5. やむを得ず総会の開催が困難と認められた時は、幹事会をもって総会とする事ができる。
但しその場合の幹事会は、幹事の2/3の出席（委任状も含む）を必要とする。尚、正会員はこれに出席し意見を述べる事ができる。
- 第15条
1. 幹事会は役員と各期幹事によって構成される。
 2. 幹事会は原則として年1回、その他必要な場合随時開かれる。
 3. 正会員は幹事会に出席し意見を述べる事ができる。
- 第16条 本会の全ての議決は出席者の過半数を必要とする。

第5章 会 計

第17条 本会の会費は終身会費1万円とする。尚、1989年3月までに本会に入会した会員は個人の納入した年会費の額に応じて終身会費の1万円との差額を納入することとする。

第18条 本会の経費は会費及び臨時会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

第19条 本会の資産は演劇科同窓会の名義により保管する。

第20条 本会の会計年度は1989年4月より2年毎を区切りとする。

第6章 会則の改正

第21条 本会則の改正は幹事会により審議され総会により承認される。

第7章 補 則

第22条 本会則は1997年5月18日より施行するものとする。